

## 「花の王国あいち」シンボルマークの使用に係る要領

制定 平成27年7月3日付け27園産第199号

改正 平成27年12月25日付け27園産第199—1号

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県が全国一の花の産地であることを広く周知し、県産花きの需要拡大を図るために定めた「シンボルマーク」(登録商標第5815223号、以下「マーク」という。)の適正な使用を推進するために必要な事項を定める。

### (マークの仕様等)

第2条 マークの仕様等は、別紙1のとおりとする。

2 マークは、県から使用を認められた者(以下「使用者」という。)が使用することができる。

### (使用者の責務)

第3条 マークの使用は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

(1) マークの使用は、県産花きの流通、販売、PRに際する場合に限ること。

(2) マークを活用し、県産花きが広く消費者に親しまれ定着するよう需要拡大に努めること。

(3) マークの使用に関する一切の責任は、使用者が負うものとする。

(4) マークと誤認又は混同を生じさせる類似の標章を使用してはならない。

(5) マークを第三者に使用させてはならない。

(6) 知事は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。なお、この場合に発生する損害は、使用者が負うものとする。

(7) マークを使用する際は、マークが登録商標である旨の表示を付するよう努めること。

### (使用の条件)

第4条 マークの使用は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 花束等加工品にマークを使用する場合は、県産花きの使用割合が100%であることを基本とすること。

(2) 他県産花きを混合した花束等加工品を作る場合は、県産花きの使用状況を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。

(3) 消費者などからマークを使用した製品について問われた場合には、消費者の誤解を招かないよう対応すること。

### (使用申込と回答)

第5条 マークを使用しようとする者は、あらかじめ、別紙様式1(使用申込書)を知事に提出し、知事から使用を認める旨の回答を得なければならない。

2 花の王国あいち県民運動実行委員会の構成団体または構成団体に属する者がマークを使用しようとする場合は、あらかじめ、別紙様式2(使用届出書)を知事に提出すれば、使用を認めるものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づきマークを使用しようとする者から別紙様式1(使

用申込書)の提出があった場合は、内容を確認し、本要領に適合すると認めるときは、別紙様式3(使用登録書)により使用を認める旨の回答を行うものとする。

- 4 マークの使用者が、その使用を中止しようとする場合は、別紙様式4(使用中止届出書)により知事に使用中止を届け出なければならない。
- 5 知事は、必要に応じて愛知県のホームページに使用者、取扱品目等を公表するものとする。

(マークの使用料)

第6条 マークは、公共的資源として広く県民等に周知を図り、愛知県産花きの需要拡大を図るものであるため、その使用料は無料とする。

(使用の取り消し)

第7条 知事は、使用者に、第3条又は第4条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、次の措置を必要に応じて講じることとする。なお、このことによつて生じた損失等については、全て使用者が負担するものとする。

- (1) 指導及び是正処置の請求
- (2) マーク使用の取消しと既使用製品・シールの回収・廃棄
- (3) 条件に反する行為をした者の氏名等の公表
- (4) 訴訟

(マークの適正使用)

第8条 知事は、マークの適正な使用を確認するため、必要に応じて使用者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができる。この場合、使用者は適切に対応しなければならない。

- 2 マークの使用者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに県に報告しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により情報を入手した場合は、情報収集、必要に応じて実態調査等を実施し、事実の確認に努め、無断使用であった場合は、本要領の趣旨を踏まえ、無断に使用している者に対し、厳正に対処するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、平成27年7月3日から施行する。

この要領は、平成27年12月25日から施行する。